

低炭素建築物新築等計画認定申請手数料及び計画変更認定申請手数料

【住宅】 建築物の戸数、床面積		1件あたりの手数料の金額（円）				
		知事が定める機関（※1）の事前 審査を経て、県へ申請する場合		県へ直接申請する場合		
		新規	変更	新規	変更	
一戸建ての住宅		5,000	3,000	36,800	18,900	
共同住宅等	住戸部分	1戸	5,000	3,000	36,800	18,900
		～5戸	10,100	6,000	74,500	38,200
		～10戸	17,300	10,400	104,800	54,100
		～25戸	28,900	17,300	147,500	76,600
		～50戸	48,400	29,000	211,900	110,800
		～100戸	86,800	52,000	303,800	160,500
		～200戸	137,400	82,400	411,500	219,500
		～300戸	173,600	104,100	539,600	287,100
	共用部分	301戸～	185,100	111,100	633,600	335,300
		～300㎡	10,100	6,000	117,900	59,900
		～2,000㎡	28,900	17,300	194,500	100,100
		～5,000㎡	86,800	52,000	303,000	160,200
		～10,000㎡	137,400	82,400	389,100	208,300
		～25,000㎡	173,600	104,100	465,100	249,900
	25,000㎡～	217,000	130,200	541,700	292,500	

※1 登録建築物調査機関（ただし、業として、建築物を設計し若しくは販売し、建築物の販売を代理し若しくは媒介し、又は新築の建設工事を請け負う者に支配されていないもの。以下※2において同じ。）又は登録住宅性能評価機関 【平成24年三重県告示第810号】

【非住宅建築物】 建築物の床面積	1件あたりの手数料の金額（円）			
	知事が定める機関（※2）の事前 審査を経て、県へ申請する場合		県へ直接申請する場合	
	新規	変更	新規	変更
～300㎡	10,100	6,000	260,400	131,200
～2,000㎡	28,900	17,300	415,100	210,400
～5,000㎡	86,800	52,000	590,900	304,100
～10,000㎡	137,400	82,400	724,700	376,100
～25,000㎡	173,600	104,100	854,200	444,400
25,000㎡～	217,000	130,200	975,000	509,200

※2 登録建築物調査機関又は指定確認検査機関かつ登録住宅性能評価機関 【平成24年三重県告示第810号】

※上記のほか、低炭素建築物新築等計画認定に申請に併せて建築確認に相当する審査を申し出る場合は、上記認定申請手数料に別途建築確認申請と同額の手数料を加算して下さい。（なお、建築基準法第6条の3ただし書（ルート2の構造計算をルート2建築主事が審査すること）により構造計算適合性判定が不要になる場合は、さらに所定の判定手数料（構造計算適合性判定と同額）を加算して下さい。）